証券コード：5484

東北特殊鋼株式会社
TOHOKU STEEL CO.,LTD.

第125期　定時株主総会
招集ご通知

東北特殊鋼株式会社

開催日時 2024年６月25日（火曜日）午前10時
受付開始：午前９時30分

開催場所 仙台市青葉区中央一丁目１番１号
ホテルメトロポリタン仙台 ３階 曙
（末尾の会場ご案内図をご参照ください）

※会場変更のお知らせ

本年は当社株主総会の会場をホテルメトロポリタン仙台４階 千代から、『３階 曙』に変更しております。

議　　案
第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　取締役７名選任の件
第３号議案　監査役３名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件

株主総会にご出席されない場合

書面（郵送）又はインターネットにより議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。
議決権行使期限：2024年６月24日（月曜日） 午後５時まで

目　　次

第125期定時株主総会招集ご通知…… 1
株主総会参考書類 …… 5
事業報告 …… 16
計算書類 …… 34
監査報告 …… 57

証券コード 5484
（発送日）2024年６月３日
（電子提供措置の開始日）2024年５月31日

株　主　各　位

（本店所在地）
仙台市太白区長町七丁目20番１号
（本社事務所）
宮城県柴田郡村田町大字村田字西ケ丘23番地
東北特殊鋼株式会社
代表取締役社長　成瀬 真司

第125期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第125期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】　https://www.tohokusteel.com/

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「株主・投資家情報」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

　また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「東北特殊鋼」又は「コード」に当社証券コード「5484」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

　なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年６月24日（月曜日）午後５時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

［インターネットによる議決権行使の場合］
当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。
インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

［書面（郵送）による議決権行使の場合］
議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬　具

記

1．日　　時　2024年６月25日（火曜日）午前10時　（午前９時30分受付開始）

2．場　　所　仙台市青葉区中央一丁目１番１号
ホテルメトロポリタン仙台 ３階 曙（末尾の会場ご案内図をご参照ください）
※会場変更のお知らせ
本年は当社株主総会の会場をホテルメトロポリタン仙台４階 千代から、『3階 曙』に変更しております。

3．目的事項
報告事項　1．第125期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第125期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　取締役７名選任の件
第３号議案　監査役３名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件

4．招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
(1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
(2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
(3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以　上

○当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、当日の受付開始は午前９時30分を予定しております。

○電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

本招集通知とあわせてご通知する議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2024年6月25日（火曜日）
午前10時
（受付開始：午前９時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

本招集通知とあわせてご通知する議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年6月24日（月曜日）
午後５時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月24日（月曜日）
午後５時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

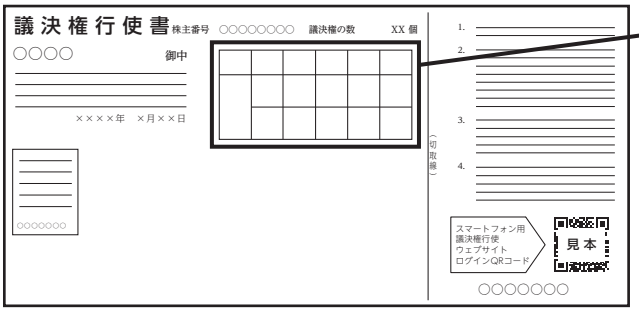

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１、４号議案

- 賛成の場合 ≫「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫「否」の欄に○印

第２、３号議案

- 全員賛成の場合 ≫「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。また、インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

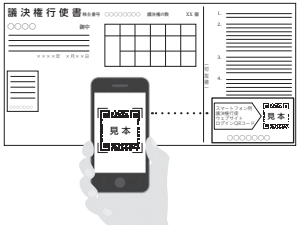

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

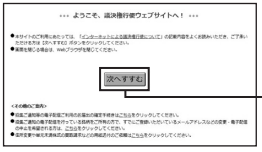

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9：00～21：00）

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

⑴　配当財産の種類

金銭

⑵　株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金16円　　総額120,461,744円

（これにより中間配当を含めました年間配当金は、１株につき26円となります。）

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月26日

第２号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（６名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。また、取締役山本博行氏は、2024年４月６日に逝去により退任しました。

つきましては、取締役７名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	成瀬（なるせ）真司（しんじ） （1958年９月22日） [再任]	1982年４月　大同特殊鋼株式会社入社 2005年10月　同社鋼材事業部鋼材営業部長 2009年６月　同社特殊鋼事業部事業企画管理部長 2012年６月　同社取締役経営企画部長 2015年６月　同社常務執行役員営業生産統括部担当 2016年６月　大同興業株式会社常務取締役原料営業本部長 2018年６月　同社取締役常務執行役員原料営業本部担当 2019年６月　当社代表取締役社長 2021年６月　当社代表取締役社長社長執行役員（現任）	13,303株
	取締役候補者とした理由	成瀬真司氏は、大同特殊鋼グループ企業の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営全般における豊富な見識等を有しており、2019年６月に当社の代表取締役社長に就任以来、事業基盤改革に向けたマーケティングや企業風土改革を推進するための体制づくり等を通じて力強いリーダーシップを発揮してまいりました。 当社の持続的な成長と企業価値向上を実現するため、取締役会の意思決定および監督機能の一層の強化や変化する社会環境への対応を推進するリーダーとして最適な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	江幡貴司（えばたたかし） （1959年8月17日） [再任]	1984年４月　当社入社 2011年６月　当社経営企画部長 2014年６月　当社取締役研究開発部長 2020年６月　当社取締役高機能材料事業部長 2021年６月　当社取締役常務執行役員高機能材料事業部長 2022年８月　当社取締役常務執行役員高機能材料事業部長 GI推進プロジェクトリーダー 2023年６月　当社取締役常務執行役員GI推進プロジェクトリーダー（現任） 【担当】技術開発部門、設備部門、生産部門	5,971株
	取締役候補者とした理由	江幡貴司氏は、長年にわたり当社の生産および産学連携を含めた研究開発に携わり、特殊鋼業界に関する豊富な業務経験および技術・研究開発に関する深い知見を有していると判断しております。同氏の豊富な経験と見識は、当社の高機能材料の新商品開発推進およびその事業化に必要な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	
3	尾形仁（おがたひとし） （1961年10月25日） [新任]	1989年１月　当社入社 2009年５月　当社熱処理事業部熱処理工場村田工場長 2012年６月　当社熱処理事業部熱処理工場土浦工場長 2013年１月　当社複合加工事業部熱処理工場長 2015年４月　TOHOKU Manufacturing (Thiland) Co.,Ltd. 代表取締役社長 2018年６月　当社取締役TOHOKU Manufacturing (Thiland) Co.,Ltd. 代表取締役社長 2021年６月　当社執行役員TOHOKU Manufacturing (Thiland) Co.,Ltd. 代表取締役社長 2022年６月　当社執行役員複合加工事業部長 2023年６月　当社執行役員（現任）	5,580株
	取締役候補者とした理由	尾形仁氏は、長年にわたり当社の生産に携わり、豊富な業務経験および生産技術に関する深い知見を有しております。また、海外グループ子会社の代表取締役社長、当社の取締役・執行役員として各工場を統括するなど、当社経営を担っております。 当社がポートフォリオ改革を推進するにあたり、同氏の保有する生産に関する知見は必要であると判断し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	板橋 弘昭（いたばし ひろあき） （1963年5月28日） [再任]	1986年４月　当社入社 2010年６月　当社名古屋営業所長 2016年５月　当社東京営業所長 2018年６月　当社取締役東京営業所長兼名古屋営業所長 2020年３月　当社取締役営業部長 2021年６月　当社取締役執行役員溶鍛鋼材工場長 2022年６月　当社取締役執行役員 2022年８月　当社取締役執行役員 コミュニケーション推進プロジェクトリーダー（現任） 【担当】本社部門（総務人事部、コミュニケーション推進プロジェクト）、営業部門	4,536株
	取締役候補者とした理由	板橋弘昭氏は、長年にわたり当社の営業に携わり、特殊鋼業界における営業・販売戦略上の知識・経験を豊富に有し、当社取締役として営業部門、本社部門（総務人事部）を統括するなど当社経営を担っております。 また、同氏は2022年６月からコミュニケーション推進プロジェクトリーダーとして、社内のコミュニケーション活性化を通じた企業風土改革に取り組むとともに、人事制度改革等を推進しております。当社の持続的な企業価値の向上のため、必要な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	
5	木村 利光（きむら としみつ） （1962年７月29日） [再任]	1987年４月　大同特殊鋼株式会社入社 2007年７月　同社研究開発本部企画管理部商品企画室室長 2008年７月　同社研究開発本部プロセス技術開発センターセンター長 2015年６月　同社技術開発研究所プロセス研究部部長 2017年７月　同社技術開発研究所副所長 2018年４月　Daido Steel(America) Inc.主席部員 2020年６月　当社経営企画部長 2021年６月　当社執行役員経営企画部長 2023年６月　当社取締役執行役員経営企画部長（現任） 【担当】本社部門（経営企画部、経理部）	1,186株
	取締役候補者とした理由	木村利光氏は、長年にわたり特殊鋼業界における研究開発および商品企画に携わり、深い見識を有しております。当社取締役として本社部門（経営企画部、経理部）を統括し、事業環境の変化に対応するための企業風土改革や、サステナビリティやDXを推進するなど、当社経営を担っております。 今後、ポートフォリオ改革を推進するにあたり、同氏の豊富な経験と見識は、取締役として最適な人材であると判断し、引き続き取締役に選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	牛込（うしごめ） 進（すすむ） （1935年8月28日） [再任]	1987年６月　東京窯業株式会社代表取締役社長 2004年６月　当社社外監査役 2005年６月　東京窯業株式会社代表取締役会長（現任） 2006年６月　当社社外取締役（現任） 【重要な兼職の状況】東京窯業株式会社　代表取締役会長	0株
	社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要	牛込進氏は、長年にわたり耐火物関連事業や環境関連製品等の製造・販売を行う東京窯業株式会社の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての知識・経験等を当社の経営に活かしていただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。 また、同氏が引き続き社外取締役に選任された場合には、取締役会においては、企業の経営者としての専門的知見や、海外を含むグループ子会社を長年統括してきた企業経営者としての豊富な見識から助言いただき、経営の監督と取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための社外取締役に求められる役割・責務を発揮していただくことを期待しております。	
7	羽山（はやま）暁子（あきこ） （1979年８月８日） [再任]	2003年４月　株式会社インテリジェンス（現パーソルキャリア株式会社）入社 2011年６月　株式会社ブレインパッド入社 2019年３月　株式会社Pallet設立　代表取締役（現任） 2020年10月　株式会社AOD取締役CCO（現任） 2022年８月　一般社団法人グラミン日本仙台支部　支部長（現任） 2023年６月　当社社外取締役（現任） 【重要な兼職の状況】株式会社Pallet　代表取締役（現任）	0株
	社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要	羽山暁子氏は、組織コンサルティングや企業研修などを行う株式会社Palletの代表取締役であり、人事・人材教育分野に関する幅広い見識を当社の経営に活かしていただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。 また、同氏が引き続き社外取締役に選任された場合には、取締役会の多様性を確保するとともに、組織の活性化を図るための人的資本経営に関する助言等を通じて、経営の監督と取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための社外取締役に求められる役割・責務を発揮していただくことを期待しております。	

（注）1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式の数は、当期末（2024年３月31日）現在の株式数を記載しております。また、東北特殊鋼役員持株会における本人持分を含めて記載しております。（１株未満切捨て表示）
3. 牛込進氏および羽山暁子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、牛込進氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が原案どおり選任された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。
5. 牛込進氏は、当社発行済株式総数の8.38％を保有する大株主である東京窯業株式会社の代表取締役会長であります。また、当社は同社と主に真空溶解炉に使用される耐火材等の副資材の購入等の取引関係がありますが、その取引額は当社の当事業年度における売上高の0.1％以下であります。同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって18年となります。また、同氏は、当社社外取締役就任前2年間において当社社外監査役でありました。
6. 羽山暁子氏の戸籍上の氏名は、上野暁子であります。
7. 当社は、羽山暁子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が原案どおり選任された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。
8. 羽山暁子氏は、株式会社Palletの代表取締役であります。また、当社と同社との間には研修等の取引がありましたが、2024年３月期における取引はありません。同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。
9. 社外取締役候補者であり、現在、当社の社外取締役である牛込進氏、羽山暁子氏は当社との間で、責任限定契約を締結しております。第２号議案が原案どおり承認可決され、両氏が社外取締役に再任された場合は、社外取締役として、当社との間で責任限定契約を継続する予定であります。
その契約内容の概要は、次のとおりであります。
・非業務執行取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項で定める最低限度額の範囲内でその責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、非業務執行取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
10. 当社は、成瀬真司氏、江幡貴司氏、板橋弘昭氏、木村利光氏、牛込進氏、羽山暁子氏との間で会社法第430条の２第１項の規定に基づき、同項第１号の費用及び同項第２号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する（ただし、役員等が不正な利益を図り、また会社に損害を加える目的で職務を執行したものであったことが判明した場合、情報提供、報告を怠ったまたは遅延した場合、その職務を行うにつき悪意または重過失があったことにより損害賠償を請求された場合を除く）補償契約を締結しております。各候補者の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。また、新任の候補者である尾形仁氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で同内容の補償契約を締結する予定です。
11. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第３号議案　監査役３名選任の件

本総会の終結の時をもって、監査役全員（３名）は、任期満了となります。つきましては、監査役３名の選任をお願いしたいと存じます。なお本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	藤井利光（ふじいとしみつ） （1960年12月20日） [再任]	1983年４月　大同特殊鋼株式会社入社 2007年12月　同社技術サービス部部長 2009年６月　同社特殊鋼商品開発部部長 2012年７月　当社品質保証部調査役 2014年１月　当社品質保証部長 2021年６月　当社常勤監査役（現任）	3,734株
	監査役候補者とした理由	藤井利光氏は、長年にわたり品質保証・技術サービス・商品開発部門の責任者を務め、コンプライアンスやリスクマネジメント、内部監査における幅広い知識・経験を有しております。また、監査役に就任して以来、社外監査役及び会計監査人と相互に連携を図り、実効性の高い監査を行っております。引き続き公正・公平かつ透明性の高い客観的な視点に基づいた経営の監督機能を期待し、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。	
2	氏家照彦（うじいえてるひこ） （1946年８月29日） [再任]	1969年４月　株式会社日本興業銀行入行 1993年６月　株式会社七十七銀行取締役営業開発部長 1998年６月　同行常務取締役本店営業部長 2001年６月　当社社外監査役（現任） 2002年６月　株式会社七十七銀行専務取締役 2005年６月　同行代表取締役副頭取 2010年６月　同行代表取締役頭取 2018年６月　同行代表取締役会長（現任） 【重要な兼職の状況】株式会社七十七銀行　代表取締役会長	0株
	社外監査役候補者とした理由	氏家照彦氏は、長年にわたり株式会社七十七銀行の経営に携わり、金融分野における専門的な知見のほか、会社経営者としての経験と高度な見識を有しております。その経歴から公正中立の立場から当社の経営に対し適切な監査および助言をしていただけるものと判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。	

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、地位および重要な兼職の状況</th><th>所有する
当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>伊藤慎悟
（1962年12月22日）
[新任]</td><td>1985年４月　大同興業株式会社入社
2010年４月　同社ステンレス・工具鋼営業本部ステンレス・工具鋼第一部長
2013年４月　同社経営統括本部経営企画部長
2016年４月　同社原料営業本部特殊金属部長（理事）
2017年６月　同社取締役原料営業本部副本部長、
同社原料営業本部特殊金属部長
2018年６月　同社執行役員原料営業本部長、東京支店長
2019年６月　同社取締役執行役員原料営業本部長、営業統括部担当
2020年６月　同社取締役常務執行役員原料営業本部長、
海外事業企画部、営業統括部担当
2021年４月　同社取締役常務執行役員原料営業本部長、
海外事業企画部、営業統括部担当、東京支店長
2022年６月　同社取締役常務執行役員原料営業本部長、
営業統括部担当（現任）
【重要な兼職の状況】
大同興業株式会社　取締役常務執行役員原料営業本部長、営業統括部担当</td><td>0株</td></tr>
<tr><td>社外監査役候補者
とした理由</td><td colspan="2">伊藤慎悟氏は、広く特殊鋼業界に精通しており、長年にわたり営業ならびに経営監督業務を担当されてきており、その豊富な経験と幅広い見識は、当社の持続的成長と企業価値の向上を図る観点から取締役会の意思決定機能や監督機能の強化を期待できると判断し、新たに社外監査役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．各候補者の所有する当社株式の数は、当期末（2024年３月31日）現在の株式数を記載しております。また、東北特殊鋼役員持株会における本人持分を含めて記載しております。（１株未満切捨て表示）
３．氏家照彦氏および伊藤愼悟氏は、社外監査役候補者であります。
４．当社は氏家照彦氏を東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ており、原案通り選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
５．氏家照彦氏が代表取締役会長を務める株式会社七十七銀行は当社発行済株式総数の3.99％を保有する大株主であります。また、同氏の当社社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって23年となります。
６．伊藤愼悟氏は、現在および過去10年間に当社の特定関係事業者である大同興業株式会社の業務執行者であり、過去２年間に同社から報酬等を受けており、今後も受ける予定であります。
７．監査役候補者であり、現在、当社の監査役である藤井利光氏、氏家照彦氏は当社との間で責任限定契約を締結しております。第３号議案が原案どおり承認可決され、両氏が監査役に再任された場合は、当社との間で責任限定契約を継続する予定であります。また、新任の候補者である伊藤愼悟氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は、次のとおりであります。
・監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項で定める最低限度額の範囲内でその責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
８．当社は藤井利光氏および氏家照彦氏との間で会社法第430条の２第１項の規定に基づいた、同項第１号の費用及び同項第２号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する（ただし、役員等が不正な利益を図り、また会社に損害を加える目的で職務を執行したものであったことが判明した場合、情報提供、報告を怠ったまたは遅延した場合、その職務を行うにつき悪意または重過失があったことにより損害賠償を請求された場合を除く）補償契約を締結しており、再任が承認された場合には、当社は引き続き両氏との当該契約を継続する予定であります。また、新任の候補者である伊藤愼悟氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で同内容の補償契約を締結する予定であります。
９．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数が欠けた場合に備え、あらかじめ補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
佐野弘幸（さの ひろゆき） (1961年６月７日)	1984年4月　大同特殊鋼株式会社入社 2012年4月　同社特殊鋼製品本部工具鋼事業部工具鋼営業部長 2014年4月　同社特殊鋼製品本部工具鋼事業部長 2015年6月　同社工具鋼部長 2016年4月　大同興業株式会社入社 素形材営業副本部長(理事)、素形材営業本部素形材第一部長 2016年6月　同社取締役素形材営業副本部長、素形材営業本部素形材第一部長 2017年4月　同社取締役素形材営業副本部長、素形材営業本部素形材第一部長、東京支店長 2018年4月　同社取締役素形材営業副本部長、名古屋支店長 2018年6月　同社執行役員素形材営業本部長、名古屋支店長 2020年6月　同社常務執行役員素形材営業本部長、名古屋支店長 2022年6月　同社監査役（現任） 【重要な兼職の状況】大同興業株式会社　監査役	0株
補欠の社外監査役候補者とした理由	佐野弘幸氏は、広く鉄鋼業界に精通しており、その経歴から客観的な視点に基づいた経営の監督とチェック機能を期待し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。	

（注）１．佐野弘幸氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．佐野弘幸氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
３．佐野弘幸氏は現在および過去10年間に当社の特定関係事業者である大同特殊鋼株式会社および大同興業株式会社の業務執行者であり、過去２年間に同社から報酬等を受けており、今後も受ける予定であります。
４．第４号議案が原案どおり承認可決され、佐野弘幸氏が監査役に就任された場合は、監査役として、当社との間で責任限定契約を継続する予定であります。
その契約内容の概要は、次のとおりであります。
・監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項で定める最低限度額の範囲内でその責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
５．第４号議案が原案どおり承認可決され、佐野弘幸氏が監査役に就任された場合は、会社法第430条の２第１項の規定に基づき、同項第１号の費用及び同項第２号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する（ただし、役員等が不正な利益を図り、また会社に損害を加える目的で職務を執行したものであったことが判明した場合、情報提供、報告を怠ったまたは遅延した場合、その職務を行うにつき悪意または重過失があったことにより損害賠償を請求された場合を除く）補償契約を締結する予定であります。
６．当社は、保険会社との間で役員を被保険者とする、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。佐野弘幸氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以　上

事　業　報　告

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　事業の経過およびその成果

①中期経営計画の目標と実績

当社グループは2021年に「中期経営計画（2021年度～2023年度）」を策定し公表しました。当計画の最終年度である当連結会計年度は、売上高210億円、経常利益21億円、ROS（売上高営業利益率）10%の目標を掲げましたが、売上高213億円、経常利益13億円、ROS 5.9%の実績となりました。

不動産賃貸事業は安定した売上高を計上し、当社グループの利益に貢献しました。一方で、本業である特殊鋼事業は、コロナ禍を発端とする自動車産業の減産やサプライチェーン混乱、さらに世界的なインフレーションによる製造費用の高騰等があり、不安定な事業環境が継続しました。当連結会計年度では、国内自動車産業向けで回復の兆しがありましたが、事業全体の販売量は計画を下回りました。このような中、高騰した製造費用の一部を販売価格に転嫁することで売上高は目標を上回りました。しかしながら、販売量の減少による固定費負担の増加と販売価格に転嫁できなかった製造費用が残ったため、経常利益とROSは目標を達成することができませんでした。

2021年度から当連結会計年度の3年間は、当計画の中で掲げた基本コンセプト「技術変革の激流をも力に変え　社会の期待を先取りし応え続ける『開発機能会社』への進化」に従い、各活動計画を実行してまいりました。まず初めに、既存の特殊鋼ビジネス領域では「コア技術集結、強み商品の拡販」をテーマに、生産設備の新設や新市場のマーケティング活動に取り組んできました。電動車や半導体製造装置に使用される電磁ステンレス鋼等の高機能材料の製造能力を強化するため、真空誘導溶解炉や磁気焼鈍炉の大型の設備投資を行いました。また、高付加価値商品を中心に既存市場や隣接市場での営業活動を強化し、新規受注を獲得または試作品を納入しております。しかし、既設の工場インフラや設備の一部では老朽化が進んでおり、商品ポートフォリオの見直しと共に計画的な設備の維持更新が課題となっております。

２番目に、新事業・新商品の領域では「オープンイノベーションを基軸とした事業化・新商品開発加速」をテーマに、研究開発活動を実施しました。新エネルギー・産業技術総合開発機構のグリーンイノベーション基金事業にも採択された次世代モーター用素材の開発、当社が開発した電気と振動を双方向で変換できる磁歪クラッド材を用いた商品開発（農業向け害虫防除機器、振動発電センサー）等の次世代商品の開発を進めています。

３番目に、海外事業の領域では「国内外事業の連携による市場変革への対応」をテーマに、タイとインドの現地子会社と連携強化を図りました。タイでは新規受注の獲得等の効果はありましたが、インドでは受注計画を達成することができず事業運営に課題が残りました。

最後に、事業基盤の領域では「技術変革の激流を力に変え、乗り越えるための体幹づくり」をテーマに、企業風土改革やDX推進活動を進めてきました。企業風土改革では、企業の基礎となる人事制度の見直しや会議体の統廃合を行い、コミュニケーションや部門横断活動を促進する環境を整えてきました。DX推進活動では、ITツールの利用促進や社内のITリテラシー向上を図り、各従業員が主体的に業務のDX実現に向けて取り組んできました。また、博士号取得支援制度の新設、女性の働きやすさの向上等、人的資本への投資を実行してきました。

当連結会計年度は、当初想定していたより厳しい事業環境となり、目標とする利益を達成することはできませんでした。しかし、「開発機能会社」への進化を目指し、将来の利益獲得に向けた様々な取り組みを実行してきました。その中で新たに見えてきた課題に取り組み、不確実性が高い事業環境でも安定した利益を創出できるよう企業の体制を強化してまいります。

②当連結会計年度の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、コロナ禍からの脱却が進み米国等の一部地域で回復の兆しがみられました。しかし、世界的には資材不足によるインフレーションの加速、ウクライナ侵攻の長期化、そして中東情勢の悪化等、より不確実な状況となっております。一方でわが国経済は、世界的なインフレーションと円安の影響を受け、様々な物価が上昇し内需の回復は鈍化しております。

特殊鋼業界の主要な需要先である自動車産業においては、部品不足が落ち着き生産台数は回復基調であります。しかし、部品メーカーの在庫調整が長引き、サプライチェーンの上流における需要はまだ回復しておりません。

このような環境の中、当社グループの特殊鋼事業セグメントにつきましては、部品メーカーの在庫調整の影響を受け販売量は前年実績を下回りましたが、販売価格の値上げや原価低減活動の推進により利益面では前年実績を上回り、減収増益となりました。

不動産賃貸事業につきましては、商業施設の新規出店工事があり売上高は前年実績を上回りましたが、施設の修繕費用等が増加したことで利益は前年実績を下回り、増収減益となりました。

また、当連結会計年度は政策保有株式等の売却による特別利益と特殊鋼事業での減損損失による特別損失を計上しております。政策保有株式等の売却については、当社保有方針に従い保有継続の妥当性が認められない株式等を売却した結果、３億８千７百万円を特別利益として計上しております。減損損失については、特殊鋼事業に含まれる精密加工事業にて販売量の減少や製造原価の上昇により収益性が低下しており、５億３千４百万円を特別損失として計上しております。

その結果、当連結会計年度における売上高は前連結会計年度比２億２千万円減の213億３千７百万円となりました（事業別売上高は下表のとおりであります）。経常利益は前連結会計年度比３千９百万円減の13億８千４百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度比１億４千３百万円減の９億７千４百万円となりました。

また、当社の業績につきましては、売上高は前期比１億９千５百万円減の172億８千９百万円となりました。経常利益は前期比１千６百万円増の7億５千３百万円、当期純利益は前期比１億７千８百万円減の４億７千３百万円となりました。

事業別売上高の推移

事業別	第 122 期 (2021年3月期)	第 123 期 (2022年3月期)	第 124 期 (2023年3月期)	第 125 期 (2024年3月期)
特殊鋼事業 (百万円)	13,981	17,516	19,213	18,983
不動産賃貸事業 (百万円)	2,205	2,366	2,343	2,353
計 (百万円)	16,186	19,883	21,557	21,337
前期比増減率 (%)	△17.1	22.8	8.4	△1.0

（注）　記載金額の単位未満は切り捨てて表示しております。

⑵ 資金調達の状況

当連結会計年度中において増資その他特記すべき事項はありません。

⑶ 設備投資等の状況

当連結会計年度中において、実施いたしました設備投資等の総額は１１億５千４百万円であります。

事業セグメント別の設備投資等は、次のとおりであります。

特殊鋼事業　１０億７千３百万円であり、主なものは当社特殊鋼鋼材設備・精密加工設備・熱処理加工設備の増強、更新および能力向上のための改造であります。

不動産賃貸事業　８１百万円であり、主なものは商業施設の受水槽・高架水槽工事、自動火災報知設備工事によるものであります。

⑷ 対処すべき課題

当社グループは2021年に「技術変革の激流をも力に変え　社会の期待を先取りし応え続ける『開発機能会社』への進化」を基本コンセプトとした「中期経営計画（2021年度～2023年度）」を公表しました。「⑴ 事業の経過およびその成果　①中期経営計画の目標と実績」のとおり当連結会計年度は、売上高は目標を達成しましたが、経常利益とROSは目標に達しませんでした。以前と比較し電力や原材料等の製造コストが高騰していること、自動車産業や半導体製造装置産業等では需要が安定しないことにより、当社グループの収益性は低下しております。そのため、収益性の向上を最優先の課題として、既存のビジネス領域での販売価格の値上げ活動や高付加価値商品を中心とした拡販活動等の営業活動を強化してまいります。これまで取り組んできた企業風土改革やDX推進活動をさらに進め、DXにより生まれた人的リソースを柔軟に営業活動に投入します。

当社グループの主要な需要先である自動車産業では電動化が進み、エンジン用商品の市場は縮小しています。今後は、電動車用商品のマーケティングの強化や製造ラインの見直しにより、新たな収益源の確保を目指します。

当社の本社工場は1990年に現在の宮城県村田町に移転し、30年以上が経過しております。これまでも定期的な設備修繕や更新を実施してきましたが、大型の工場インフラや設備では老朽化が進み、生産活動の停止や有害物質の漏洩等のリスクがあります。法令で定められたタイミングだけではなく適切な点検スケジュールを策定し、不具合の早期発見と重大な設備故障や事故の防止に努めます。

これらの施策を通じ、グローバルブランドの確立を目指しつつ、良き企業市民としてコンプライアンス、環境保全等に積極的に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

⑸ 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区分	第 122 期 (2021年3月期)	第 123 期 (2022年3月期)	第 124 期 (2023年3月期)	第 125 期 (2024年3月期)
売上高 (百万円)	16,186	19,883	21,557	21,337
経常利益 (百万円)	1,539	2,142	1,424	1,384
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	427	1,154	1,118	974
1株当たり当期純利益 (円)	56.73	153.28	148.53	129.44
総資産 (百万円)	29,786	31,217	32,708	34,793

（注）「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を第123期の期首から適用しており、第123期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区分	第 122 期 (2021年3月期)	第 123 期 (2022年3月期)	第 124 期 (2023年3月期)	第 125 期 (2024年3月期)
売上高 (百万円)	13,223	16,130	17,484	17,289
経常利益 (百万円)	1,062	1,344	736	753
当期純利益 (百万円)	△467	709	652	473
1株当たり当期純利益 (円)	△62.14	94.18	86.64	62.88
総資産 (百万円)	18,557	19,361	20,550	21,527

（注）１．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を第123期の期首から適用しており、第123期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

２．△印は、損失を示します。

⑹ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
東特エステートサービス株式会社	495百万円	100%	不動産賃貸業およびビルメンテナンス業
東特興業株式会社	10百万円	100%	鋼材・加工品等の販売
TOHOKU Manufacturing (Thailand) Co.,Ltd.	460百万タイ・バーツ	100%	加工品等の製造・販売
TOHOKU STEEL INDIA PRIVATE LIMITED	1,000百万インド・ルピー	100%	特殊鋼鋼材の製造・販売

⑺ 主要な事業内容（2024年３月31日現在）

当社グループは、当社および連結子会社４社により構成されており、その主な事業内容は次のとおりであります。

特殊鋼事業　　下記製品の製造、加工および販売
特殊鋼鋼材（耐熱鋼・特殊ステンレス鋼等）、磁性材料、合金、冷間鍛造品、精密加工製品、熱処理加工、表面改質、計測機器、電磁石

不動産賃貸事業　　不動産の賃貸およびメンテナンス

⑻ 主要な営業所および工場（2024年３月31日現在）

① 当社

本社	宮城県柴田郡村田町
工場	宮城県柴田郡村田町、茨城県土浦市
営業所	東京営業所（東京都中央区）、名古屋営業所（名古屋市中区）、仙台営業所（宮城県柴田郡村田町）

（注）登記上の本店は仙台市太白区でありますが、本社業務は宮城県柴田郡村田町で行っております。

② 子会社

名称	所在地
東特エステートサービス株式会社	仙台市太白区
東特興業株式会社	仙台市太白区
TOHOKU Manufacturing (Thailand) Co.,Ltd.	タイ王国 チョンブリ県
TOHOKU STEEL INDIA PRIVATE LIMITED	インド共和国 アーンドラ・プラデシュ州

⑼ 従業員の状況（2024年３月31日現在）

① 企業集団の従業員数

事業別	従業員数	前期比増減数
特殊鋼事業	537（30）名	18（１）名
不動産賃貸事業	58（９）	７（△４）
合計	595（39）	25（△３）

（注）従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は（ ）内に年間平均雇用人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員数

従業員数	前期比増減数
378（27）名	７（２）名

（注）従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は（ ）内に年間平均雇用人員を外数で記載しております。

⑽ 主要な借入先（2024年３月31日現在）

該当する事項はありません。

2．会社の株式に関する事項（2024年３月31日現在）

⑴ **発行済株式の総数（普通株式）**　7,528,859株（自己株式21,141株を除く）
⑵ **株主数**　795名
⑶ **大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
大同特殊鋼株式会社	2,549千株	33.86%
岡谷鋼機株式会社	752	9.99
東京窯業株式会社	631	8.38
光通信株式会社	563	7.49
株式会社ＵＨ Ｐａｒｔｎｅｒｓ ２	474	6.30
株式会社ＵＨ Ｐａｒｔｎｅｒｓ ３	395	5.26
株式会社七十七銀行	300	3.99
三井住友信託銀行株式会社	200	2.66
芝本産業株式会社	173	2.30
株式会社エスアイエル	120	1.60

（注）１．持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
２．持株比率は自己株式21,141株を控除して計算しております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（2024年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長（社長執行役員）	成瀬　真司	
取締役（常務執行役員）	江幡　貴司	技術開発部門 GI推進プロジェクトリーダー（委嘱）
取締役（執行役員）	山本　博行	生産部門、設備部門 東特興業株式会社　代表取締役社長
取締役（執行役員）	板橋　弘昭	本社部門（総務人事部）、営業部門 コミュニケーション推進プロジェクトリーダー（委嘱）
取締役（執行役員）	木村　利光	本社部門（経営企画部、経理部） 経営企画部長（委嘱）
取締役	牛込　進	東京窯業株式会社　代表取締役会長
取締役	羽山　暁子	株式会社Pallet　代表取締役
常勤監査役	藤井　利光	
監査役	氏家　照彦	株式会社七十七銀行　代表取締役会長
監査役	関　公彦	大同興業株式会社　取締役常務執行役員鉄鋼営業本部長、 法務審査部担当、東京支店長

（注）１．取締役牛込進氏、羽山暁子氏は、社外取締役であります。
２．監査役氏家照彦氏および関公彦氏は、社外監査役であります。
３．当社は、牛込進氏、羽山暁子氏および氏家照彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．常勤監査役藤井利光氏は、品質保証・技術サービス・商品開発部門のマネジメントに携わった経験があり、品質管理システムへの深い造詣もあることから、コンプライアンスやリスクマネジメント、内部監査に関する見識を高い水準で有しております。
５．監査役氏家照彦氏は、銀行における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
６．監査役関公彦氏は、大同興業株式会社の取締役常務執行役員鉄鋼営業本部長であり、幅広い見識を有し、当社の企業経営全般に対して監査を行う知見を有しております。
７．取締役山本博行氏は、2024年４月６日に逝去により退任いたしました。

⑵ 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役および各監査役との間で、会社法第427条第１項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項で定める最低責任限度額としております。

⑶ 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役成瀬真司氏、江幡貴司氏、山本博行氏、板橋弘昭氏、木村利光氏、牛込進氏、羽山暁子氏、監査役藤井利光氏、氏家照彦氏および関公彦氏との間で、会社法第430条の２第１項に規定する補償契約を締結しており、同項第１号の費用及び同項第２号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、補償の要否および範囲等の判断は、原則として社外取締役または外部の弁護士その他の専門家によって構成される補償委員会における審議および承認を要件としております。また、役員等が不正な利益を図り、また会社に損害を加える目的で職務を執行したものであったことが判明した場合、情報提供、報告を怠ったまたは遅延した場合、その職務を行うにつき悪意または重過失があったことにより損害賠償を請求された場合には、補償の対象としないこととしております。

なお、補償契約の履行等に関する該当事項はありません。

⑷ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で当社の取締役および監査役を被保険者とする、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。なお、保険料は当社が全額を負担しております。

⑸ 取締役および監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数(名)
		基本報酬（月額報酬）	業績連動報酬（賞与）	非金銭報酬	
取締役 （うち社外取締役）	61,313 (4,740)	60,563 (4,740)	750 (－)	－ (－)	7 (2)
監査役 （うち社外監査役）	17,089 (4,080)	17,089 (4,080)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合計 （うち社外役員）	78,402 (8,820)	77,652 (8,820)	750 (－)	－ (－)	10 (4)

（注）１．株主総会の決議に基づく取締役の報酬限度額は年額200,000千円、監査役の報酬限度額は年額50,000千円であります。（2010年６月29日開催の第111期定時株主総会決議）当該株主総会終結時点の取締役の員数は８名（うち社外取締役１名）、監査役の員数は３名（うち社外監査役２名）であります。

２．上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まれておりません。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与（賞与を含む）として34,205千円を支給しております。

３．取締役会は、取締役による業務執行を統括し、経営を監視・評価する立場にあることから、代表取締役社長成瀬真司氏に対し、各取締役の職務、会社業績を総合的に勘案して具体的な報酬の額を決定することを一任しております。

４．当事業年度末現在の取締役は７名（うち社外取締役２名）、監査役は３名（うち社外監査役２名）であります。

５．業績連動報酬等にかかる業績指標は当事業年度の経常利益であります。当該指標を選択した理由は下記②(ハ)に記載のとおりであり、基準額に対し経常利益を指標とした業績係数を乗じ決定しております。

② 取締役の個人別の報酬等についての決定方針

当社の持続的な成長を図り、業績向上に対する健全なインセンティブが機能することを目的とし、当社は2021年３月30日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を次のとおり決議しております。

また、当事業年度における取締役の個人別の報酬については、代表取締役社長が取締役会において必要な説明を行い、代表取締役社長一任の決議を経たうえで、その職責、会社業績への貢献等を総合的に勘案し決定したものであると認められることから、取締役会としては、以下の基本方針に沿うものであると判断しております。

(イ) 基本方針

当社の持続的な成長に向けて健全なインセンティブが機能することを目的として、個々の取締役の報酬等の決定に際しては、各職責を踏まえ、第三者が調査した民間企業の役員報酬等の情報を参考に適正な水準とすることを基本方針としております。

(ロ) 取締役の個人別の報酬等の構成

2010年６月29日開催の第111期定時株主総会の決議に基づき、報酬等の限度額である年額200,000千円以内で、社内取締役については役員経験年数を加味した「月額報酬」（固定報酬）と業績向上に対するインセンティブを与えるための「賞与」（業績連動報酬）で構成しております。また、社外取締役については、経営上の意思決定や業務執行についての監視・監督の役割から賞与は支給せず、経験年数を加味した「月額報酬」（固定報酬）としております。

(ハ) 業績連動報酬等に関する方針

企業の営業・財務活動の結果であって、総合的な収益力を示し、業務執行の成果が直接的に反映されることから経常利益を指標としております。

なお、当事業年度を含む経常利益の推移は１．(５)財産および損益の状況の推移に記載のとおりです。当社の業績連動報酬は、基準額に対し経常利益を指標とした業績係数を乗じ決定しております。

(ニ) 報酬等の割合に関する方針

当社では、「月額報酬」（固定報酬）と、経常利益を指標とした「賞与」（業績連動報酬）を中心とした「金銭報酬」にて取締役の個人別の報酬等を構成しており、「非金銭報酬」は支給しておりません。

(ホ) 報酬等の付与時期や条件に関する方針

「賞与」については、取締役会が賞与支給が適切でないと判断したとき以外は、年１回一定の時期に支給しております。

(ヘ) 報酬等の決定の委任に関する事項

報酬等の決定は、取締役による業務執行を統括し、経営を監視・評価する立場にある代表取締役社長に委任いたします。

⑹ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

・社外取締役牛込進氏は、東京窯業株式会社の代表取締役会長であり、同社は当社の大株主であります。また、当社は同社と主に真空溶解炉に使用される耐火材等の副資材の購入等の取引関係がありますが、その取引額は当社の当事業年度における売上高の0.1%以下であります。

・社外取締役羽山暁子氏は、株式会社Palletの代表取締役であります。同社と当社の間には特別な関係はありません。

・社外監査役氏家照彦氏は、株式会社七十七銀行の代表取締役会長であり、同社は当社の大株主であります。

・社外監査役関公彦氏は大同興業株式会社の取締役常務執行役員鉄鋼営業本部長、法務審査部担当、東京支店長であり、同社と当社とは製品の販売および仕入取引等があります。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況および 社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役　牛込　　進	当事業年度に開催された取締役会９回のうち８回に出席いたしました。牛込進氏は、社外取締役に就任以降、取締役会においては、耐火物関連事業や環境関連製品、窯業機械器具等の製造・販売を一貫して行う企業の経営者としての専門的知見や、海外を含むグループ子会社を長年統括してきた企業経営者としての豊富な経験から助言を行うなど、経営の監督と取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
社外取締役　羽山　暁子	就任後、当事業年度に開催された取締役会７回の全てに出席いたしました。羽山暁子氏は、社外取締役に就任以降、取締役会においては、法人向けの組織開発・人財開発支援を行う経営者としての知見に基づき、独立した立場から取締役会において客観性を重視した提言やサステナビリティや人的資本経営について専門的な助言を行っております。意思決定の妥当性・適正性を確保するための社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
社外監査役　氏家　照彦	当事業年度に開催された取締役会９回のうち８回に、また監査役会９回のうち８回に出席いたしました。氏家照彦氏は、金融業界における幅広い見識と長年にわたる銀行経営の経験等の専門的な知見から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、当社の内部統制やコンプライアンス等について必要な発言を適宜行っております。

	出席状況、発言状況および 社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
社外監査役　関　　公彦	当事業年度に開催された取締役会９回の全てに、また監査役会９回の全てに出席いたしました。関公彦氏は、鉄鋼業界に幅広く精通しており、長年にわたり経営ならびに経営監督業務を担当してきた専門的な知見により、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を客観的な視点に基づき行っております。また、監査役会において、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、当社の内部統制やコンプライアンス等について必要な発言を適宜行っております。

5．会計監査人の状況

⑴ 名称

有限責任 あずさ監査法人

⑵ 報酬等の額

区　　分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。
2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積り算定根拠について必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。
3．当社の子会社であるTOHOKU Manufacturing (Thailand) Co.,Ltd.およびTOHOKU STEEL INDIA PRIVATE LIMITEDは、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

⑶ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑷ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号記載のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意のもとに会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には、監査役会が当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

⑸ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑹ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

6．業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

⑴　業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

当社は、会社法第362条第５項の規定に基づき、同条第４項第６号ならびに会社法施行規則第100条第１項および第３項の各号に定める業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を決議しており、その内容の概要は以下のとおりであります。

①内部統制基本方針

当社は会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社および当社子会社の業務の適正を確保するための体制を整備し、法令遵守、財務報告の信頼性、業務の有効性・効率性確保、リスク管理に努めるとともに、社会経済情勢その他環境の変化に応じて不断の見直しを行い、その改善・充実を図る。

②取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は「東北特殊鋼企業倫理憲章」および「東北特殊鋼の行動基準」を制定しすべての取締役および使用人に配布するとともに、代表取締役社長が「倫理をもって行動し法令を遵守していくことの重要性」の周知を図る。

また、当社は代表取締役社長を委員長とする「サステナビリティ・リスクマネジメント委員会」を設置、サステナビリティ・リスクマネジメントおよびコンプライアンス担当役員を選任し、取締役および使用人が「東北特殊鋼の行動基準」を遵守するよう啓蒙、監査、改善、是正に努める。サステナビリティ・リスクマネジメント委員会は、コンプライアンス体制の調査、法令ならびに定款上の問題の有無等を調査し、取締役会に報告する。

代表取締役社長は監査室を直轄する。監査室は指示に基づき業務執行状況の内部監査を実施し、代表取締役社長に報告する。

③取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る情報は文書または電磁的媒体に記録され「文書管理規程」に従い保存される。当社の取締役および監査役はこれらの文書等を常時閲覧できる。

また、保存情報は「情報管理規程」「個人情報取扱管理規程」に基づき適正に管理される。

④損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の「サステナビリティ・リスクマネジメント委員会」は当社グループにおいて近い将来予想されるリスクおよび潜在リスクを排除、防止するための審議を行う。突発危機発生時は対外的影響を最小限にするための対応策を協議する。当社は宮城県沖地震や東日本大震災を想定した地震対策を計画的に実行し、生産設備等の耐震性強化を図っている。

また、当社は品質マネジメントを維持・向上させるための「品質検討会」、環境負荷低減を果たすための「環境委員会」および使用人の災害防止と健康管理増進のための「安全衛生委員会」を定期的に開催する。

⑤取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは取締役および使用人が共有する目標を定め、これに基づく３年度を期間とする中期経営計画を策定する。

取締役会は中期経営計画の具体化として、事業部門別の業績目標と予算を６ヵ月ごとに設定する。

当社は執行役員制度を導入し、取締役会の機動性向上・監督機能の強化を図るとともに、中期経営計画、業績目標を達成するために取締役、執行役員の職務権限と分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
当社は「取締役会」を３ヵ月に１回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の報告を行う。さらに取締役、執行役員の職務の執行の効率性を高めるため、毎月１回「執行役員会」を開催する。経営に関する重要事項等の協議・方針決定については取締役会に先立ち、常勤取締役および執行役員、常勤監査役が出席する経営会議にて行う。

⑥当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社の担当取締役または執行役員は子会社の非常勤取締役に就任し、子会社を監視、監督する。
コンプライアンスについては、当社および子会社の従業員に対し「東北特殊鋼企業倫理憲章」および「東北特殊鋼の行動基準」を配布し、法令遵守意識を周知させるように努める。
当社経営企画部および総務人事部は以下の事項につき「関係会社管理規程」に従って統括管理する。
(イ) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
(ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(ニ) 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役社長は監査役と協議の上、監査室員を監査役の補助すべき使用人として指名することができる。

⑧監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
当該使用人の人事異動については監査役の同意を得るものとする。

⑨監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
取締役は監査役の職務を補助すべき使用人が監査役の指揮命令に従う旨を他の使用人に周知徹底するとともに、当該使用人が監査役の職務を補助するのに必要な時間を監査室長に確保させる。

⑩監査役への報告に関する体制
監査役は業務執行に関する重要な会議に出席することができる。
当社の取締役および使用人は当社の監査役に対して、法定の事項に加え、以下の事項の報告を速やかに行うものとする。
(イ) 当社グループの業務または財務に重大な影響を及ぼす恐れのある事項
(ロ) 取締役または使用人が法令違反、定款違反をする恐れのある場合
(ハ) 内部監査の実施状況
(ニ) 従業員の情報提供・相談窓口（ホットライン）の通報状況

また、子会社の取締役、監査役および使用人、またはこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役に対して、子会社に関する（イ）～（ニ）に掲げる事項の報告を速やかに行うものとする。監査室は子会社監査の結果報告の際に、子会社の取締役、監査役および使用人から聴取した内容を当社の監査役に報告する。

⑪監査役に報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に通報・報告をした者が監査役に通報・報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを「内部通報規程」に定める。

⑫監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行について生ずる費用の前払いまたは債務の償還を請求したときは、経営企画部および総務人事部において審議のうえ、その必要が認められない場合を除き、速やかに処理する。

⑬その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は「監査役会規程」および「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、内部監査部門および会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図る。

⑭反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、弁護士や警察等とも連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

⑵　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①コンプライアンスに関する取組み

企業倫理・法令遵守のための行動規範である「東北特殊鋼企業倫理憲章」および「東北特殊鋼の行動基準」について、冊子を全役員および全従業員へ配布するとともに、社内講習の実施等を通じて、継続的なコンプライアンス意識の醸成を図っております。

②リスク管理体制

サステナビリティ・リスクマネジメント委員会を年間で4回開催し、各部門で認識されたリスクの評価および重点リスクへの対応状況について審議するとともに、当該活動状況について取締役会へ報告を行っております。

③取締役の職務執行体制

取締役会を年間で9回開催し、重要な意思決定および職務執行状況の監督を行っております。

また、当社では執行役員制度を導入しており、監督機能と職務執行機能を区分することにより、取締役の職務執行の効率化を図っております。さらに、常勤取締役および執行役員、常勤監査役が出席する経営会議を年間で12回開催し、業務執行に係る重要事項の協議ならびに事業計画の進捗管理を行っております。

④グループ会社管理体制

「関係会社管理規程」に基づき、定められた重要事項について経営会議にて事前協議または報告を実施させるとともに、当社監査室による定期的な内部監査等を通じて、グループ会社の経営状況や課題を把握し、必要な措置を講じております。

⑤監査役の監査体制

監査役会を年間で9回開催し、取締役の職務執行の監査ならびに内部統制システムの整備および運用状況等の確認を行っております。また、取締役会、経営会議、サステナビリティ・リスクマネジメント委員会等の重要会議への出席、重要書類の閲覧、子会社への往査、取締役・執行役員や監査室へのヒアリング等を通じ、客観的・合理的な監査を実施しております。

7．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと認識し、将来の事業展開と経営体質の強化に向けた適正な内部留保とのバランスを考慮しながら、業績に裏打ちされた利益配分を行うことを基本方針としております。

以上を総合的に勘案し、当面の間は連結配当性向20％以上を目安として業績に連動した配当を実施してまいりますが、中長期経営方針としては将来事業への持続的な投資と合わせ配当性向の向上にも取り組んでまいります。

連結貸借対照表

（2024年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**17,606,646**	**流動負債**	**5,088,253**
現金及び預金	7,027,078	支払手形及び買掛金	1,811,293
受取手形	94,565	電子記録債務	1,465,236
売掛金	3,170,911	未払法人税等	134,373
電子記録債権	1,772,826	賞与引当金	320,344
有価証券	950,000	役員賞与引当金	750
商品及び製品	1,047,361	その他	1,356,255
仕掛品	1,760,423	**固定負債**	**2,136,080**
原材料及び貯蔵品	1,371,492	長期預り金	1,846,624
その他	412,442	修繕引当金	114,280
貸倒引当金	△455	退職給付に係る負債	91,029
固定資産	**17,187,198**	繰延税金負債	80,282
有形固定資産	**9,973,178**	その他	3,864
建物及び構築物	4,036,845	**負債合計**	**7,224,334**
機械装置及び運搬具	3,284,503	**純資産の部**	
工具器具備品	258,974	**株主資本**	**26,344,290**
土地	2,296,429	**資本金**	**827,500**
建設仮勘定	76,319	**資本剰余金**	**560,993**
その他	20,105	**利益剰余金**	**24,974,238**
無形固定資産	**170,652**	**自己株式**	**△18,441**
投資その他の資産	**7,043,367**	**その他の包括利益累計額**	**1,225,220**
投資有価証券	6,626,515	**その他有価証券評価差額金**	**1,163,522**
従業員長期貸付金	956	**為替換算調整勘定**	**61,698**
繰延税金資産	183,879	**純資産合計**	**27,569,511**
その他	232,394		
貸倒引当金	△378		
資産合計	**34,793,845**	**負債・純資産合計**	**34,793,845**

連結損益計算書

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**21,337,227**
売上原価		17,994,320
売上総利益		**3,342,906**
販売費及び一般管理費		2,079,331
営業利益		**1,263,574**
営業外収益		
受取利息及び配当金	75,145	
為替差益	56,444	
その他	46,542	178,133
営業外費用		
支払手数料	12,102	
その他	45,551	57,653
経常利益		**1,384,054**
特別利益		
投資有価証券売却益	387,399	
受取弁済金	20,910	408,309
特別損失		
投資有価証券評価損	40,000	
減損損失	534,696	
その他	30,580	605,276
税金等調整前当期純利益		1,187,088
法人税、住民税及び事業税	296,160	
法人税等調整額	△83,581	212,578
当期純利益		974,509
親会社株主に帰属する当期純利益		974,509

連結株主資本等変動計算書

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	**827,500**	**560,993**	**24,210,537**	**△18,358**	**25,580,672**
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△210,808		△210,808
親会社株主に帰属する当期純利益			974,509		974,509
自己株式の取得				△82	△82
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	**－**	**－**	**763,701**	**△82**	**763,618**
当期末残高	**827,500**	**560,993**	**24,974,238**	**△18,441**	**26,344,290**

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	**719,097**	**△28,518**	**690,579**	**26,271,251**
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△210,808
親会社株主に帰属する当期純利益				974,509
自己株式の取得				△82
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	444,424	90,216	534,641	534,641
連結会計年度中の変動額合計	**444,424**	**90,216**	**534,641**	**1,298,259**
当期末残高	**1,163,522**	**61,698**	**1,225,220**	**27,569,511**

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

⑴　連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	４社
連結子会社の名称	東特エステートサービス株式会社 東特興業株式会社 TOHOKU Manufacturing (Thailand) Co.,Ltd. TOHOKU STEEL INDIA PRIVATE LIMITED

⑵　持分法の適用に関する事項

①　持分法を適用した非連結子会社および関連会社の状況

該当事項はありません。

②　持分法を適用していない非連結子会社および関連会社の状況

該当事項はありません。

⑶　連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日と連結決算日は一致しております。

⑷　会計方針に関する事項

①　重要な資産の評価基準及び評価方法

(ｲ)　有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法によっております。

(ﾛ)　棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

②　重要な減価償却資産の減価償却の方法

(ｲ)　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、不動産賃貸事業の建物及び構築物については、経済的、機能的な実情を勘案した合理的な耐用年数によっております。

(ﾛ)　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(ハ) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
③ 重要な引当金の計上基準
(イ) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
(ロ) 賞与引当金
従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
(ハ) 役員賞与引当金
役員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
(ニ) 修繕引当金
賃貸建物等について、将来実施する修繕に係る支出に備えるため、支出見積額を支出の行われる年度に至るまでの期間に配分計上しております。
④ 退職給付に係る会計処理の方法
従業員の退職給付に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。
⑤ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産、負債、収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。
⑥ 重要な収益及び費用の計上基準
当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

（特殊鋼事業）
特殊鋼事業においては、主として特殊鋼鋼材を製造しているほか、機械部品、工具などの加工製品ならびに熱処理加工を行っており、製品を顧客に納入することを履行義務として識別しております。国内販売においては、製品を出荷した時点を収益を認識する通常の時点としており、輸出販売においては、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。
取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しており、当該値引き額等は、契約条件や過去の実績などに基づき見積りを行っております。また、代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する製品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。
なお、これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に回収しており、重大な金融要素は含んでおりません。

（不動産賃貸事業）

不動産賃貸事業には、不動産の賃貸に付随する施設管理・警備・清掃業務による収益が含まれております。施設管理業務においては、賃貸不動産内のテナントの修繕工事を行っており、工事の完成を履行義務として識別しております。修繕工事はすべてごく短期間で完成する工事であるため、完成時点で収益を認識しております。警備・清掃業務については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね１年以内に回収しており、重大な金融要素は含んでおりません。

なお、不動産賃貸取引については、リース取引に関する会計基準に従い、賃貸借契約期間にわたり収益を認識しております。

２．会計上の見積りに関する注記

（固定資産の減損）

⑴　精密加工事業

①　当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形及び無形固定資産	24,610千円
減損損失	534,696千円

②　識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、主に継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分別に資産のグルーピングを行っており、資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの将来キャッシュ・フローに基づき、減損損失の認識の要否判定を実施しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額）まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として処理しております。

精密加工事業は、自動車産業における長引く在庫調整や半導体市場の減速による売上減少に加え、原材料価格や電力費等の製造原価上昇分の全てを販売価格に転嫁できていないことで収益性が悪化しており、継続的に営業損失を計上していることから、減損の兆候があると判断しております。当該資産グループの減損損失の認識の要否および回収可能価額の算定に用いる将来キャッシュ・フローの見積りは、直近実績に基づく中期事業計画を基礎としており、特に半導体市場の需要予測に基づく売上高成長を主要な仮定として織り込んでいるほか、自動車市場の需要予測に基づく売上高成長や事業効率化による製造コストの抑制、今後見込まれる賃金水準の上昇に伴う人件費の増加等を織り込んで算定しております。

これらの仮定は将来の不確実な経済状況および会社の経営状況の影響を受けるため、これらの状況が変化した場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

⑵ インド事業

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形及び無形固定資産	116,424千円
減損損失	－千円

（割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を上回ったため、減損損失を計上しておりません。）

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、主に継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分別に資産のグルーピングを行っており、資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの将来キャッシュ・フローに基づき、減損損失の認識の要否判定を実施しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額）まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として処理しております。

インド事業は、主要需要先であるインド自動車産業において、国内自動車販売市場は拡大しているものの、事業の目標としていた販売量を下回って推移していることから、減損の兆候があると判断しております。当該資産グループの減損損失の認識の要否判定に用いる将来キャッシュ・フローの見積りは、直近実績に基づく中期事業計画を基礎としており、特にインド自動車市場の需要予測に基づく売上高成長を主要な仮定として織込んでいるほか、事業効率化による製造コストの抑制、賃金実態調査に基づく人件費上昇等を織り込んで算定しております。

これらの仮定は将来の不確実な経済状況および会社の経営状況の影響を受けるため、これらの状況が変化した場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3．連結貸借対照表に関する注記

⑴ 担保提供資産

建物	2,846,103千円
上記の担保資産に対する債務	
長期預り金	1,800,000千円

⑵ 有形固定資産の減価償却累計額 20,821,445千円

⑶ 圧縮記帳

固定資産の取得価額から直接控除した工事負担金および国庫補助金等による圧縮記帳額

構築物	142,907千円
機械装置	14,491千円
工具器具備品	2,077千円

4．連結損益計算書に関する注記

棚卸資産評価損

通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額88,805千円が売上原価に算入されております。

5．連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴ 発行済株式の種類および総数

株式の種類	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末の株式数（株）
普通株式	7,550,000	－	－	7,550,000

⑵ 自己株式の種類および株式数

株式の種類	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末の株式数（株）
普通株式	21,096	45	－	21,141

（注）自己株式数の増加は単元未満株式の買取りによるものであります。

⑶ 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年６月26日定時株主総会	普通株式	135,520	18.00	2023年３月31日	2023年６月27日	利益剰余金
2023年10月30日取締役会	普通株式	75,288	10.00	2023年９月30日	2023年12月４日	利益剰余金

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2024年６月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定です。

(ｲ) 配当金の総額 120,461千円

(ﾛ) １株当たり配当額 16.00円

(ﾊ) 基準日 2024年３月31日

(ﾆ) 効力発生日 2024年６月26日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

6．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、資金を効率的に運用するため、デリバティブが組み込まれた複合金融商品を余資の中で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

②　金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては与信管理規程に従い、主な取引先の信用状況を毎年把握する体制としています。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて同様の管理を行っております。

また、有価証券及び投資有価証券は、主に取引先企業との業務提携等に関連する株式、満期保有目的の債券、投資信託及び金銭信託であります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、格付けの高い商品のみを投資対象とし、定期的に保有銘柄の時価や発行体の財務状況等を把握しモニタリングを行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、１年以内の支払期日です。

長期預り金は、主に不動産賃貸事業に関して受け入れた保証金等です。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額（＊）	時　価（＊）	差　額
⑴　有価証券及び投資有価証券	7,034,880	7,019,755	△15,124
⑵　長期預り金	(1,846,624)	(1,617,531)	△229,093

（＊）負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

（注）１．「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「有価証券」（合同運用指定金銭信託に限る）、「支払手形及び買掛金」及び「電子記録債務」については、現金であること、または短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

２．非上場株式（連結貸借対照表計上額41,635千円）は、市場価格がないため、「⑴　有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。

3．保有目的ごとの有価証券に関する注記事項

① 満期保有目的の債券における種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

（単位：千円）

	種　類	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	－	－	－
	(2) 社債	600,000	604,951	4,951
	(3) その他	－	－	－
	小　計	600,000	604,951	4,951
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	－	－	－
	(2) 社債	1,500,000	1,479,924	△20,075
	(3) その他	－	－	－
	小　計	1,500,000	1,479,924	△20,075
合　計		2,100,000	2,084,875	△15,124

② その他有価証券における、種類ごとの取得原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	種　類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差　額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	542,036	2,026,573	1,484,536
	(2) 債券	731,571	1,005,905	274,334
	(3) その他	－	－	－
	小　計	1,273,608	3,032,479	1,758,871
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	－	－	－
	(2) 債券	1,995,500	1,902,400	△93,099
	(3) その他	－	－	－
	小　計	1,995,500	1,902,400	△93,099
合　計		3,269,108	4,934,880	1,665,771

4．金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	7,027,078	－	－	－
受取手形	94,565	－	－	－
売掛金	3,170,911	－	－	－
電子記録債権	1,772,826	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	450,000	950,000	－	700,000
その他有価証券のうち満期があるもの	500,000	－	－	－
合　　計	13,015,382	950,000	－	700,000

⑶　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

区　分	時　価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,431,144	595,428	－	2,026,573
債券	－	2,908,306	－	2,908,306
その他	－	－	－	－
資　産　計	1,431,144	3,503,735	－	4,934,880

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

区　分	時　価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	－	－	－	－
社債	－	995,915	1,088,960	2,084,875
その他	－	－	－	－
資　産　計	－	995,915	1,088,960	2,084,875
長期預り金	－	1,617,531	－	1,617,531
負　債　計	－	1,617,531	－	1,617,531

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。一方で、当社が保有している債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、重要な観察できないインプットを用いて時価を算定している場合はレベル３の時価、それ以外の場合はレベル２の時価に分類しております。

長期預り金

長期預り金の時価は将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル２の時価に分類しております。

７．賃貸等不動産に関する注記

⑴　賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の子会社では、宮城県において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸商業施設や賃貸住宅等（土地を含む）を所有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は、1,097,546千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

⑵　賃貸等不動産の時価等に関する事項

当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額および時価は、次のとおりであります。

（単位：千円）

連結貸借対照表計上額			期末時価
期首残高	期中増減額	期末残高	
4,428,811	△190,687	4,238,124	24,907,561

（注）１．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

２．期中増減額の主な内容は、減価償却費（269,885千円）による減少額であります。

３．期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づき自社で算定した金額、その他の物件については主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

８．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額　3,661円84銭

⑵　１株当たり当期純利益　129円44銭

9．収益認識に関する注記

⑴　顧客との契約から生じる収益を分解した情報

財又はサービスの地域別及び収益認識の時期別の内訳　（単位：千円）

	報告セグメント		合計
	特殊鋼事業	不動産賃貸事業	
地域別			
日本	12,261,995	615,105	12,877,101
アジア	6,244,897	－	6,244,897
ヨーロッパ	4,193	－	4,193
アメリカ	472,392	－	472,392
顧客との契約から生じる収益	18,983,478	615,105	19,598,584
その他の収益	－	1,738,643	1,738,643
外部顧客への売上高	18,983,478	2,353,748	21,337,227
収益認識の時期			
一時点で移転される財	18,983,478	266,511	19,249,990
一定期間にわたり移転されるサービス	－	348,594	348,594
顧客との契約から生じる収益	18,983,478	615,105	19,598,584
その他の収益	－	1,738,643	1,738,643
外部顧客への売上高	18,983,478	2,353,748	21,337,227

⑵　顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記」の「⑷⑥重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

⑶　当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①　契約資産及び契約負債の残高等

当社及び連結子会社の契約資産及び契約負債については、残高はありません。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益はありません。

②　残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が１年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

貸借対照表

（2024年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**12,120,650**	**流動負債**	**3,807,436**
現金及び預金	3,177,051	買掛金	1,245,984
受取手形	88,272	電子記録債務	1,465,236
電子記録債権	1,775,821	未払金	60,004
売掛金	2,825,296	未払費用	241,309
有価証券	600,000	未払法人税等	60,352
商品及び製品	755,012	預り金	79,517
仕掛品	1,627,876	前受収益	3,942
原材料及び貯蔵品	1,046,812	賞与引当金	273,506
前払費用	3,451	役員賞与引当金	750
その他	221,547	営業外電子記録債務	227,791
貸倒引当金	△491	その他	149,041
固定資産	**9,406,408**	**固定負債**	**25,293**
有形固定資産	**4,666,535**	その他	25,293
建物	549,178	**負債合計**	**3,832,730**
構築物	39,827	**純資産の部**	
機械装置	2,927,372	**株主資本**	**16,822,077**
車両運搬具	4,590	**資本金**	**827,500**
工具器具備品	124,329	**資本剰余金**	**560,993**
土地	965,116	資本準備金	560,772
建設仮勘定	54,346	自己株式処分差益	220
その他	1,774	**利益剰余金**	**15,452,025**
無形固定資産	**151,269**	利益準備金	73,690
ソフトウェア	23,905	その他利益剰余金	15,378,335
その他	127,364	土地圧縮積立金	22,198
投資その他の資産	**4,588,603**	別途積立金	10,810,000
投資有価証券	2,231,045	繰越利益剰余金	4,546,136
関係会社株式	1,645,999	**自己株式**	**△18,441**
出資金	593	**評価・換算差額等**	**872,251**
長期前払費用	5,394	**その他有価証券評価差額金**	**872,251**
従業員長期貸付金	956	**純資産合計**	**17,694,328**
関係会社長期貸付金	512,000		
繰延税金資産	148,163		
その他	44,870		
貸倒引当金	△420		
資産合計	**21,527,059**	**負債・純資産合計**	**21,527,059**

損 益 計 算 書

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**17,289,378**
売上原価		14,957,417
売上総利益		**2,331,960**
販売費及び一般管理費		1,765,138
営業利益		**566,822**
営業外収益		
受取利息及び配当金	160,160	
その他	76,815	236,975
営業外費用		
その他	50,325	50,325
経常利益		**753,473**
特別利益		
投資有価証券売却益	311,662	311,662
特別損失		
減損損失	534,696	534,696
税引前当期純利益		**530,439**
法人税、住民税及び事業税	144,855	
法人税等調整額	△87,796	57,058
当期純利益		**473,381**

株主資本等変動計算書

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	自己株式処分差益	利益準備金	その他利益剰余金				
					土地圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	827,500	560,772	220	73,690	22,198	10,810,000	4,283,563	△18,358	16,559,587
事業年度中の変動額									
剰余金の配当							△210,808		△210,808
当期純利益							473,381		473,381
自己株式の取得								△82	△82
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	－	262,572	△82	262,490
当期末残高	827,500	560,772	220	73,690	22,198	10,810,000	4,546,136	△18,441	16,822,077

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	544,006	17,103,593
事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△210,808
当期純利益		473,381
自己株式の取得		△82
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	328,244	328,244
事業年度中の変動額合計	328,244	590,734
当期末残高	872,251	17,694,328

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法によっております。

②　棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

②　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑶　引当金の計上基準

①　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③　役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

⑷ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑸ 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

特殊鋼事業においては、主として特殊鋼鋼材を製造しているほか、機械部品、工具などの加工製品ならびに熱処理加工を行っており、製品を顧客に納入することを履行義務として識別しております。国内販売においては、製品を出荷した時点を収益を認識する通常の時点としており、輸出販売においては、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しており、当該値引き額等は、契約条件や過去の実績などに基づき見積りを行っております。

なお、これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね１年以内に回収しており、重大な金融要素は含んでおりません。

２．会計上の見積りに関する注記

（固定資産の減損）

⑴ 精密加工事業

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形及び無形固定資産	24,610千円
減損損失	534,696千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

３．貸借対照表に関する注記

⑴ 有形固定資産の減価償却累計額 8,259,145千円

⑵ 圧縮記帳

固定資産の取得価額から直接控除した国庫補助金等による圧縮記帳額

機械装置	14,491千円
工具器具備品	2,077千円

⑶ 保証債務

次のとおり連結子会社の預り敷金債務に対して債務保証を行っております。

東特エステートサービス株式会社	1,800,000千円

⑷ 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	757,830千円
短期金銭債務	1,278,939千円

4．損益計算書に関する注記

⑴　関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	2,663,110千円
仕入高	3,780,768千円
営業取引以外の取引高	10,235千円

⑵　棚卸資産評価損

通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額87,776千円が売上原価に算入されております。

5．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	21,096	45	―	21,141

（注）自己株式数の増加は単元未満株式の買取りによるものであります。

6．税効果会計に関する注記

⑴　繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式評価損	756,061千円
減損損失	280,642千円
賞与引当金	81,801千円
棚卸資産評価損	70,568千円
その他	104,195千円
繰延税金資産小計	1,293,269千円
評価性引当額	△761,770千円
繰延税金資産合計	531,499千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	373,822千円
土地圧縮積立金	9,513千円
繰延税金負債合計	383,335千円
繰延税金資産の純額	148,163千円

⑵　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	30.0%
（調整）	
法人税等の税額控除	△14.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.1%
住民税均等割	1.0%
その他	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	10.8%

7．関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社および法人主要株主等

種　類	会社等の名称	所　在　地	資本金	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科　目	期末残高(千円)
その他の関係会社	大同特殊鋼㈱	名古屋市東区	37,172百万円	特殊鋼の製造・販売	所有 直接 0.0% 被所有 直接33.9%	製品の販売ならびに製品の仕入・原材料の購入 転籍６人	製品の販売	1,478,890	売掛金	114,822
									電子記録債権	386,328
							製品の仕入・原材料の購入	3,573,531	買掛金	471,512
									電子記録債務	781,340

(2) 子会社および関連会社等

種　類	会社等の名称	所　在　地	資本金	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科　目	期末残高(千円)
子会社	東特エステートサービス㈱	仙台市太白区	495百万円	不動産賃貸	所有 直接100%	旧長町工場用地を賃貸 本社工場用地を賃借等 兼任２人	土地賃貸収入	633,012	売掛金	52,751
							土地賃借料等	71,827	買掛金他	6,456
							債務保証	1,800,000	－	－
子会社	東特興業㈱	仙台市太白区	10百万円	商社	所有 直接100%	製品の販売ならびに製品の仕入・原材料の購入等 兼任３人	製品の販売等	163,562	売掛金	9,798
									電子記録債権	47,265
							製品の仕入・原材料の購入等	135,409	買掛金	19,629
子会社	TOHOKU Manufacturing (Thailand) Co.,Ltd.	タイ王国チョンブリ県	460百万タイ・バーツ	特殊鋼加工製品の製造・販売	所有 直接100%	製品の販売 製造設備購入資金の貸し付け等 兼任２人	製品の販売等	165,853	売掛金	84,318
							資金の回収	117,300	関係会社長期貸付金	416,000
子会社	TOHOKU STEEL INDIA PRIVATE LIMITED	インド共和国アーンドラ・プラデシュ州	1,000百万インド・ルピー	特殊鋼鋼材の製造・販売	所有 直接100%	製品の販売 運転資金の貸し付け等 兼任１人	製品の販売等	221,791	売掛金	45,766
							資金の貸付	－	関係会社長期貸付金	96,000

⑶ 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社の子会社	大同興業㈱	名古屋市東区	1,511百万円	商社	―	製品の販売ならびに製品の仕入・原材料、および製造設備の購入兼任1人	製品の販売	1,701,822	売掛金 電子記録債権	191,033 216,359
							製品の仕入・原材料の購入	906,026	買掛金 電子記録債務	89,788 209,999
							製造設備の購入	308,320	営業外電子記録債務	10,183

（注） 上記関連当事者との取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件および取引条件の決定方針等

1．製品の販売については、市場価格、総原価を勘案して、価格交渉の上、合理的に決定しております。

2．製品の仕入・原材料および製造設備の購入については、市場価格等を考慮し、価格交渉の上、合理的に決定しております。

3．東特エステートサービス㈱との土地の賃貸借については、近隣地代を参考にした価格によっております。

4．東特エステートサービス㈱の預り敷金債務に対して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。

5．TOHOKU Manufacturing (Thailand) Co.,Ltd.に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は3年据置き、一括返済としております。

6．TOHOKU STEEL INDIA PRIVATE LIMITEDに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は5年据置き、一括返済としております。

8．1株当たり情報に関する注記

⑴ 1株当たり純資産額 2,350円20銭

⑵ 1株当たり当期純利益 62円88銭

9．収益認識に関する注記

⑴ 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1．重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「⑸ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2024年５月14日

東北特殊鋼株式会社
　取締役会　御中

有限責任　あずさ監査法人
仙台事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　神　宮　厚　彦

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　成　田　孝　行

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、東北特殊鋼株式会社の2023年４月１日から2024年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東北特殊鋼株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2024年５月14日

東北特殊鋼株式会社
　取締役会　御中

有限責任　あずさ監査法人
仙台事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　神　宮　厚　彦

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　成　田　孝　行

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、東北特殊鋼株式会社の2023年４月１日から2024年３月31日までの第125期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2023年４月１日から2024年３月31日までの第125期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法とその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受けました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画、職務分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任　あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任　あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年５月14日

東北特殊鋼株式会社　監査役会

監査役（常勤）藤井利光 ㊞

監査役　氏家照彦 ㊞

監査役　関公彦 ㊞

（注）監査役氏家照彦及び監査役関公彦は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

定時株主総会会場ご案内図

（※本年は当社株主総会の会場をホテルメトロポリタン仙台４階 千代から、『３階 曙』に変更しております。）

会場

仙台市青葉区中央一丁目１番１号
ホテルメトロポリタン仙台　３階　曙
電話　(022) 268－2525（代）

交通

JR仙台駅西口より　徒歩１分
地下鉄仙台駅南６出口より　徒歩１分
東北自動車道仙台宮城I.Cより　車で約20分

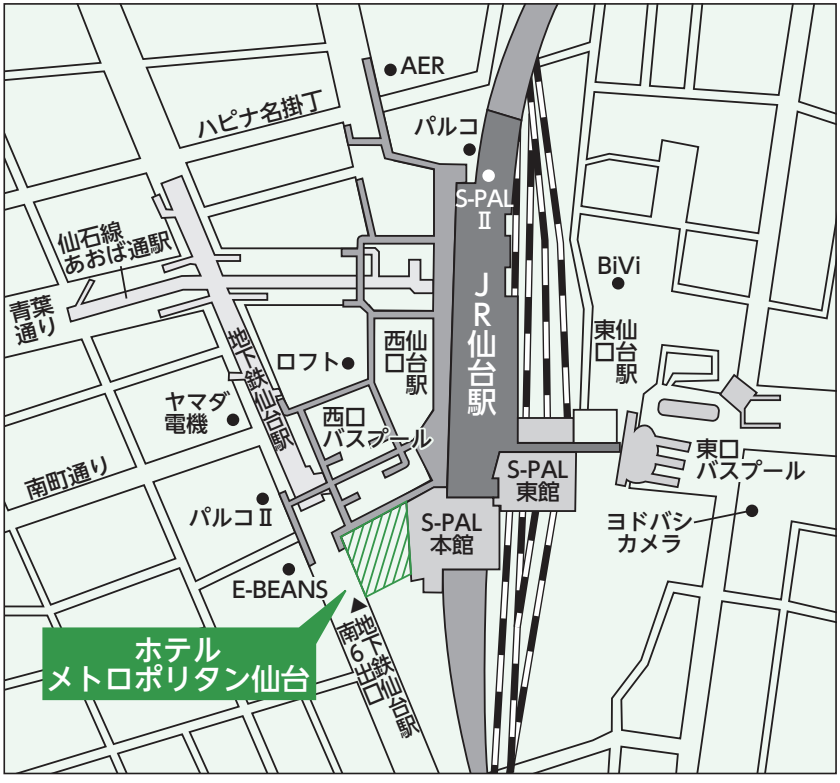

FSC ミックス 紙 | 責任ある森林管理を支えています FSC® C013080

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。